

〈自治研センター第3回総会記念講演〉

復興への地方財政の役割

災害救助をとおして 自治体財政を見る

2011年6月18日収録



公益財団法人 地方自治総合研究所研究員 菅原 敏夫

はじめに

総会おめでとうございます。ただいま井 下田先生から過分なご紹介をいただきました。私が最初に井下田先生にお会いしたのは、 ちょうど30年くらい前じゃないかと思います。

その頃、井下田さんの『現代地方自治学』 (三一新書)で、地方自治の勉強させていた だいて、私も大分齢を重ねまして、先生と呼 ばれる年齢になってしまいました。今日はど うぞ最後まで、よろしくお願いします。「復 興への地方財政の役割―災害救助をとおして 自治体財政を見る―」というテーマで、1時 間ほど、お話をさせていただきます。災害を テーマに、今日お招きいただいた直接の理由 は、私が釜石の生まれだからということでは ないかと思います。確かに、私の生家も被災 して、津波にさらわれてしまいましたが。こ のお話をいただいた時は、まだ震災の前でし た。テーマの準備をした時は、もうちょっと 一般的な話をと思っていましたが、大震災を 経て、主催者のお誘いもありまして、復興は まだ途中の途中ということでありますけれど、 こうした時に地方自治、あるいは地方財政は 何ができるかということを、できるだけ正面 から捉えて、お話をしたいと思います。

こうしたことが起こりますと、国の責任、 国の援助、国が財源だという話の方が、たく さん聞こえてくるわけです。被災して救助の 前面に立っているのは言うまでもない、もち ろん自衛隊もあるかもしれませんが、地方自 治体であります。今日の資料に用意しました が、多くの方が、市役所の方も町役場の方も、 被災されている中で奮闘し、あるいはお金の 面でも仕事の面でも、支えているのは地方自 治体なのであります。

その地方自治体は、金庫も流されてしまっているような状態ですから、地方自治体にお金が無いかもしれません。が、地方自治体の

共通の財源である、後で申し上げますが、地 方交付税が後ろを守っているわけですから、 安心して地方自治体が、その現下の状況に対 応できる。そういう地方財政の仕組みでなけ れば、決して例え国にお金が有り余っていた としても、私達は助かることはできないので はないかと。

そうした意味から改めて、地に足のついた 地方分権、自治体の役割というのを考えてみ るという話を、皆さんと考えてみたいと思い ます。細かい数字のこともございますでしょ うから、レジュメ「復興への地方財政の役割」 というのを、用意してまいりました。

ページの下に32ページまでページが打って ございます。それをできるだけ順に追いなが ら、見てまいりたいと思います。ポイントは、 大震災の対応とは、どんなことが今までなさ れてきたのか、どんな被害に対して、どんな ふうに対応なされてきたのかということを、 まずお話をします。

4ページ辺り以降ですが、具体的に制度としての地方財政対策は、どうだったのかということと、被災して被災地はお金が必要なのに、税は入ってこない、そういう時にこの世の中は、どういう仕組みを持っているのかということを、検討してみたいと思います。

6ページ辺りには、これはまだ途中ですが、 二重ローン問題に代表されるような金融の問題、つまり、これから仕事や生活を作り出していく時に、どういう課題があるのかということを考える。後でもうちょっと詳しく申し上げますが、その中で、これは改めてということなのでしょう、社会保障と税の一体改革が、今後災害復旧とともに、安全と安心の社会保障を、どう作っていくかということが、ひょっとすると震災の対応の最大の課題、最大の工程になるだろうと思います。

それも十分なのかどうかということも含めて、社会保障と税の一体改革の行方にも注目

をし、復興会議の話、そして8ページ以降少 し長いセッションがあるのですが、誰もが頭 を悩ませているのは、財源の話であります。

こうする、ああするというのは、話が出て くるのですが、ずっと遠い将来になる、例え ば増税ということを考えたとしても、それま でのあるいは、それにつなぐ財源というのは、 どうなっているのだろうかということがある と思います。

これは国もそうですし、地方自治体もそうですので、財源の考え方というのは、ちょっと立ち止まって考えてみる必要があるだろうし、これは今年度になってから、というのは震災が3月11日でしたから、今年度になる直前だったわけです。

その時に、じゃ2011年度はこうしょうと考えていた絵柄が、どういうふうに変わるのか、変わっていかなきゃいけないのかということを含めて、考えていきたいと思いまして、財源の仕組みを見ておいたところであります。

本来ですと、この辺を中心に少し面倒くさい話をするのが、私の役割だったかも知れませんが、もうちょっと現場に近い地方財政の話から始めて、ここに至るような組み立てに、してまいりたいと思っております。

15ページから新聞記事を何枚かと、まだ全 貌がはっきりしない原発被害の問題と、19 ページ以降一昨日ですか、社会保障と税の一

体改革の成案ができたということで、 皮肉なことにといいますか、税と社会 保障の一体改革がもくろんでいる財源 も、復興財源の財源も、同じものを取 り合う形になってしまうのであります。

この点をお話しする必要があるのではないかと思いまして、社会保障と税の一体改革、まだ出たばかりなので、少しこなれていませんが、その話をしたいと思います。こんな組み立てで、お話をしたいと思います。

『危険社会』

この話の準備をする過程で、思い出した本がありまして、持ってまいりました。まさにこの現代というのは、どういう社会なのかというのを、ドイツのウルリヒ・ベックという人が『危険社会』という本に書いています。

この本自体は25年前に出た本です。これまでの社会というのは、富を分配する社会だった。お金持ちは、富を自分の手に握るために社会を使い、福祉国家はそうでない人達にも、富のおすそ分けに預かるようなことが可能な社会、富を分配する社会だった。

しかし、この本が出されたちょうど25年前、 チェルノブイリ事故が起こりました。これまでは富を分配する社会だったが、チェルノブイリ以降は、危険を分配する社会なのだと。 富は階級に基づいて、お金持ちはお金持ちふうに、貧乏人は貧乏人ふうに分配されてきたが、皮肉なことにこれから危険は、貧富の差なく、階級の差なく降り注ぐ。

そういうことは、チェルノブイリ事故が、はっきりと確証してしまいました。英語でリスク、リスク社会というと、ちょっと間が抜けた感じがするので、危険社会という名前になっていますが、危険こそが分配されるのが現代なのだと。

今申しました、これはチェルノブイリ事故



によって、現代社会の有り様が、大きく変わってしまったということを、述べた本であります。そのことは25年を経て、やはり福島において、まさに危険社会ということが、洋の東西で、確証されてしまったのではないかとも思います。

また、チェルノブイリ事故以後、このリスクを分配された社会のいわば暴走を、止めることは私達にはできなかったわけです。これからその危険に転落する速度を、遅くすることはできるのか、止めることができるのか、地獄への道を、いち早く転げ落ちるのかという選択に、私達は立たされているのではないかと思います。

ところが、今日はそうした大きな話というよりも、焦点を地方財政のもとに、できるだけ小さく絞って、そこから何が見えるのかということをお話しするのが、私の役割だと思いまして、題して「復興への地方財政の役割」というレジュメを作ってまいりました。

まずこれはここにいらっしゃるどなたもが、確認なさっていることだと思いますが、1995年から16年が経ちましたが、阪神・淡路の地震の被災と、東日本大震災との比較を、してみたいと思います。

阪神・淡路大震災との比較

この比較の狙いは、ともすれば東日本大震 災の大きさを、際立たせることになると思い ますが、と同時に、私達は阪神・淡路の大震 災からも、実をいうと完全に復旧・復興して いないのだということを、改めて思い起こす。

その被災と付き合うということは、多分15 年後・25年後に東日本大震災と、本当にみん なが向き合ってい続けられるのかどうかとい うことを、問うことになるだろうという想い で、ここに比較をするのであって、阪神・淡 路の大震災が小さかったということを、確認 することではないことを、予め申し上げた上 で、比較をしてみたいと思います。

もちろん、阪神・淡路大震災は直下型の、 それも大都市の直下型の、そういう意味では、 非常に狭い範囲の動いた活断層の上、ほんの 数10kmにわたる被災でありますので、集中的 ではありましたが、決して広範ではなかった ということであります。それでも、人口密集 地でありましたので、大きな被害を受けるこ とになりました。

1ページ目に書いてございますように、避難なさった方は、阪神・淡路のピーク時で32万人。東日本のピーク時で56万人と推計されています。阪神・淡路の震災は1月17日でありました。避難のピークは、それから1週間弱後の1月23日と推定されています。東日本大震災の時は、たった4日後に、避難のピークが来ております。

避難者は、東日本の方が1.5倍程度でありますが、その範囲の大きさからいいますと、むしろ阪神・淡路の時の、集中的に町ごと避難せざるを得なかったし、火災から逃れる、家の崩落、土地の崩落から逃れるという、非常に緊迫した度合いも、改めて浮き彫りになるのではないかと思います。

次に掲げたのは、数字上のことでありますが、現在、死者としてカウントされている方が、阪神・淡路で6,433人、東日本では15,405人、これは6月10日現在、1週間ばかり前の数字だと思います。特徴的なのが、行方不明者の数であります。

実は、ここに記載してございませんが、阪神・淡路の時の行方不明の人数は、3人とされております。それに比べると東日本では、1週間前でありますが、未だに8千人以上の方が行方不明ということで、ご家族が見つからない人の気持ちを考えると、この8千というのは、数字に表現しきれない想いを、持ったものではないかと思います。

実をいうと、建物は阪神・淡路大震災の方がたくさん壊れています。約10万棟の建物が壊れました。それに対して、東日本大震災では83,586棟ということですので、これは阪神大震災の方が、全壊した建物は多いです。改めてその意味の大きさを、感じざるを得ないのだろうと思います。

半壊の建物でありますが、今回の場合半壊というのは、津波の場合には、どこまで水に浸かったかということで、主に判定するという仕組みが用意されております。阪神・淡路の時には、建物がかなり傷んで、半壊と全壊は、截然として分かるのかという問題は、今でも残っておりますが、津波の場合には、中途半端に壊れるということは、あり得なかったわけであります。

火災の件数は、案に相違して、件数としては、東日本大震災の方が多かったのですね。 千葉県も火災の被害は、相当たくさんございました。停電というのは、ご覧になっていただいたとおりであります。

1番下に被災地の毀損額、損害額みたいなことを書いてありますが、これはどちらにしても推計ですし、だから大きいとか小さいとかとは、なかなか言いにくい数字であります。この中には、結果的に原発事故で毀損してしまう、これからの損害というのは、カウントしようがないので、入っていませんから、増えるといえば当然増えるというわけであります。

財政基盤の脆弱な被災自治体

市町村のことを、考えてみたいと思います。 もちろん阪神・淡路大震災の時も、神戸市だけではありません。隣接のかなりたくさんの 自治体が、大阪に至るまで結構な被災をしているわけであります。淡路島も甚大な損害を 受けているわけであります。 今回の場合、岩手県の盛岡市や福島県の福島市は、もちろん被害は大きいのですが、そう壊滅的であったわけではありません。ですから、比較的大きな市は、そのまま残っているということになります。それが阪神・淡路の時の神戸とは、違うことかも知れません。

今回の地震、津波災害、そして原子力災害の場合、東北地方は合併が進んだとはいえ、小さな町村が、まだたくさんございました。今の市町村でいいましても、財政力指数が0.3未満です。

つまり0.3というのは、必要とされる財源の、自分の税金で賄うことができる割合が3割ということです。必要な財源の3割しか、自分で賄えないことであります。この0.3未満の市町村が、全体の16.7%でありまして、日頃から自らの財源だけでは、生活に事欠くといった市町村が、非常に多かったということになります。

そして、岩手や宮城の小さな町村は、全国 平均の豊かさの指数であります財政力指数の 0.55、この0.55というのは、市町村全部の平 均でありますから、町村の場合は0.33くらい になります。市の場合で0.6弱くらいになり ますので、足してみると0.55ということにな りますが、町村はもっと状況は厳しいわけで す。

全国平均の財政力指数、つまり市町村を全部合わせますと、財政力指数というのは、自らの行政を行うのに足る財源の55%、半分ちょっとくらいは自前で調達できる。あとの45%は、地方交付税に頼ることになるわけであります。その全国平均であります0.55を下回る市町村が、全体の半分以上を占めているということであります。

自前の財源で自力の復興というのは、元よりどんな豊かな市でも、被災した後は自前の 財源で復興はできないので、これは当然とい えば当然でありますが、もともと状況の厳し いところだったということになると思います。 阪神・淡路大震災の時には、発災直後、政 府が大分もたもたしているのでは、という批 判もありましたが、今回はちょうど国会の審 議中で、「お前、外国人から、献金受け取っ ているんじゃないか。」と言われているその 最中でした。すぐに緊急災害対策本部が設置

されまして、3月17日は、被災者生活支援特

別対策本部というのも、設置されました。

また、そこから2カ月後くらいですが、東日本大震災に対処するため、特別の財政援助及び助成に関する法律という法律も、5月2日に通りましたし、その前後、地方交付税の総額の特例に関する法律とか、地方税法の一部を改正する法律というのが通りました。あわせて5月2日には、4兆円を超える補正予算が通って、いわば復興は、最初の軌道に乗り始めたところだと、評価できるのではないかと思います。

これが井下田さんの最初のご挨拶にありましたように、本日百カ日でございますので、この百日間に私達、あるいは私達の政府が成し得たことであります。少し時間を遡りまして2ページ、大震災が起こって、最初に自治体がやらなければならないこと、あるいは最初の財政の役割というのは、何なのかということを、百日前に時間を巻き戻してみて、考えてみたいと思います。

多発する自然災害

日本は地震はしょっちゅうですし、津波も 私事で恐縮ですが、私の父は釜石に生まれま して、私自身もほんの赤ん坊の頃まででした が、釜石で若干暮らしたことがあります。昭 和三陸津波(1933年(昭和8年)3月3日午 前2時30分)は、父も子どもの頃でしたが、 時々その話を息子にしたかったのではと思う のです。 私はあまり愛国心とか郷土愛に、関係なく 生きてきてしまったもので、そういう話を詳 しくは聞かずに、父は亡くなってしまいまし たので、聞いておけばよかったと今更に思い ますが、昭和三陸津波の記憶が、地元には残っ ているようであります。津波は来ます。その 後チリ地震の津波もありましたし、少なくと も三陸沿岸の人は、津波には抵抗できないこ とを、はっきり知っております。

私もたまたま法事などで、釜石に帰省した時に、父が散歩に連れて行ってくれた時に、よく見せられたものです。私のうちのお墓というのは、ちょっと高台のお寺のところにあります。そのすぐ手前のところ、だいぶ高いところに、明治三陸津波の時にはここまで津波が来た、昭和三陸津波ではここまで来たと、ちゃんと標識があるのですね。

そこは海岸から見ますと、えらく高いところにその標識が立っていて、私はたまたま、法事か何かで帰った時に見ているだけですが、子ども達は毎日、自分の背の全然届かないあんな高い所まで、つい数10年前にも津波が来たのだと知っています。

大震災が起こって、私も岩手県や宮城県に、何人か親類が生活しておりましたから、安否を確認しようと思って、電話を掛けたのですが、全くつながらなかったですね。1週間つながりませんでした。でも、これも私事ですが、そうした記憶から三陸沿岸の人は、あんな高い所までついこの間来たのだから、必ず逃げるに違いないと私は信じていて、親戚が無事であることを確信していたわけです。

幸いにして私の親戚は、相当高齢になっておりますが、何とか生きておりました。逃げるということですとか、日頃から津波の怖さということを、よく知っていたのだなということを、改めて感じたところであります。

日本は自然災害に、ある意味でほとんど慣れっこになっているくらい慣れています。特

に戦後自然災害の猛威が渦巻いていて、戦後から10年ちょっとくらい、災害に対する備えというのに、法整備が大分行われてきたところであります。したがって、その運用がうまくいくかどうかを別にいたしますと、災害救助そのものは、比較的よくシステム化されていると、評価してよいのではないかと、私は考えています。

災害救助

自治体はまず災害救助法に基づいて、住民の救助を行わなければならないと、災害救助法に書いてありますので、親切だとか、ボランティア精神で住民を助けるのではなくて、まさに仕事として、災害救助の仕事をしなければいけないわけです。

法律によりますと、その費用は、都道府県が負担することになっています。その負担は、半分から 9 割程度、今回は特例で、95とか100となっていますが、国庫補助が後々なされます。ですから、まず最初に、市町村が具体的な仕事を行います。そのお金は、都道府県が負担するということになりますので、仕組みさえ決まっていれば、基本的に市町村は、お金の心配をしないで、救助に当たれるという仕組みになっています。

多少国会がもたもたしているということは、 実をいうと何でもないことでありまして、みんな一生懸命自分に課せられた使命を果たせば良い、という仕組みになっているわけです。 国会で総理大臣を代えた方がいいというのは、 私はあまり本質的な話ではないと思っていますが、仕事がなされます。それは先程申しましたように、5割を出発点として国庫補助が行われ、今回のように補助率が嵩上げされることもあります。

それから、これは後々になってでありますが、ここで普通交付税の講義をする場所では

ないと思いますが、普通交付税というのは、 ご存知のように国税の五税、所得税・法人税・ 酒税・たばこ税・消費税、この5つです。こ の5つの一定割合を地方に、自治体に、ルー ルに基づいて、分配するという法律上の制度 であります。

ここにいらっしゃる皆さんは、この交付税を通じて、被災地が立ち直るわけですから、このお話を聞かれた以後、酒税の増収に邁進していただきたい。たばこは私も吸わないので、自分で吸わないで勧めるというのもなんですが、たばこもたくさん吸っていただきたいです。

それから、市役所・県庁を督励して、所得税をたくさん納められるような、給料を出させる。企業は、もちろんボランティアも必要ですが、法人税をまけてくれと言わないで、ちゃんと払って、それが確実に被災地に、今度特例を通じて渡るわけですので、誰もができる支援というのは、まさに目の前に開かれていると。

たばこも吸わない、酒も飲まない方でも、 消費税を通じて、それが一定割合は、地方交 付税に算入されるわけですので、たくさん消 費して欲しいということを、切にお願いして おきたいと思います。そういう地方交付税と いうものを通じて、自治体に後には、還元さ れていくということになります。

都道府県も東京都のように、豊かなところというのは、そうした配慮は必要ないでしょうが、財政力に対して、例えば岩手県や宮城県は、非常に大きな費用が掛かってしまったわけですから、その費用の割合に応じて、5割から9割の国庫負担がなされている。それでももちろん自治体負担がありますが、残りの自治体負担は、災害対策債という借金ですが、災害対策債で全額借りて、費用の足りないということは無いようにする。

そして、更にその後ですが、その借りたお

金を返す時に、95%までは地方交付税に算入 して、あまり豊かでない自治体は、たくさん 地方交付税が来るという仕組みになっていま す。今度被災した自治体は、その95%が地方 交付税で返ってくるといっても、それでもな かなか大変だということもありまして、全額 地方交付税に措置するという制度も、今回は 行われているところです。

では災害復旧事業というのは、どこまで やっていいのだ、誰を対象にどこまで。例え ば宮城や岩手では、そういうことはありませ んが、自主避難みたいな話だとすると、どこ まで対象にするか、実はこれまでも、いろい ろ問題になってきている。

こうした報道が一段落すると、資格が無い 人が、避難所に入ってご飯を食べているとい う話が、そんなつまらないことで、探し出し てきてもしょうがないと思うのですが、そう いうのはあります。それはこういう状況では、 こういうふうにという基準がありますので、 それが災害救助の基準ということになってい るわけです。

例えば、私の自治総研の事務所から、ほど 近いところでありますが、もう閉じてしまっ た有名なホテルに、赤坂プリンスホテルとい うのがあります。今取り壊しを待っているわ けです。もし営業していれば、私など泊まる ことができない立派なホテルですが、今営業 していないのです。

それで箱はホテルですが、シーツも自分で洗わなきゃいけない、ご飯も配達してくれないということで、なかなか暮らしていらっしゃる方はお困りですが、3カ月だったでしょうか、限度で福島県から、被災して赤プリに泊っていらっしゃる方もいます。その費用というのは、通常一泊の基準では、5千円を限度に、自治体が負担することになっています。

その負担の限度ですとか、一般的な基準というのは、決まっているわけであります。今

回の場合、いろいろな特別基準を設定することにいたしまして、今も特に被災地では、避難所として民間の旅館等を借り上げることや、ずっと住む仮設住宅として、民間賃貸住宅を借り上げることが、今度が初めてということではないのですが、可能となっている。

今回いろいろな意味で、悲惨な状況になっているのは、いわゆる瓦礫処理ですね。これは3月の末から、4月くらいの段階で、瓦礫処理については、国が費用の負担を行うということが、早めに決まりました。仕組みは出来上がっているのですが、現在でも被災地に行ってご覧になれば、お分かりになりますように、瓦礫処理はほとんど進んでいないという状況です。これからですね。

これまでも瓦礫処理というのは、一律2分の1の国庫補助率であったのですが、今回特例として、ちょっと筆が滑りまして、難しいことを書いたのですが、標準税収入、この括弧の中は読まなくて結構です。減税とかそういうことをしないで、普通に入ってくる税金と考えていただければいいです。

75分の100を掛けなきゃいけないと、面倒くさいことが書いてありますが、それは知っているところを見せようと思って、ひけらかしただけでして、読まなくて結構です。その割合に応じて、10分の9まで嵩上げして、10分の1が残ってしまうわけですが、これもとりあえず借金ですが、全額を災害対策債の対象とし、元利消化の100%交付税措置するということに決まりました。仕組みの上では、国が全額を負担するということです。

ただ、地方交付税という制度を使いますので、国が全額といっても、実額の全額を負担するわけではありません。結局財政力指数で、割り引いた数字を負担するということになりますから、新聞などに書いてあるように、全額を国が負担するというのとは、実は違うのです。そういうことには、目くじらを立てな

いといたしまして、仕組みの上では交付税に 算入して、国が一応全額責任を持つというこ とになっているわけであります。

これが初動で、自治体が大震災に、地方財政として対応したスキームを、簡単に申し上げたところであります。が、今後のこともありますので、災害救助法が自治体に、何をやれと命じているのかというのを、確認しておきたいと思います。2ページの下の方に災害救助法、昭和22年10月18日、法律118号とありまして、抜粋してあります。

第1条は、必要な救助を行って、災害にかかった者の保護と、社会の秩序の保全を図ることを目的としてと、このように書いてあります。具体的に救助なのですが、第22条は都道府県知事の義務を定めておりまして、日頃からこうしたような、必要な行動をとらなきゃいけないということであります。

ページが替わりますが、3ページ、23条が 重要でありまして、漢数字の一から十までで ありますが、自治体がまさにしなければいけ ない仕事は、何なのかということが、ここに 10項目書かれております。新聞に報道され、 テレビで映し出されたその仕事一つひとつが、 ここに列記されているのを、確認することが できるだろうと思います。

応急仮設住宅を含む、収容施設の供与を行い、炊き出しその他食品の給与、及び飲料水の供給を行う。被服・寝具・医療・救出・住宅の応急修理、生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与を、行わなきゃいけないですね。こういうことが、現在従前に行われているかどうかを、確認しておく必要があると思いますが、まさにこれからが自治体の責務なのであります。

学用品についても、もちろん、タイガーマスクに頼ることなく、自治体が本来ならば、いつもそういうことを念頭に置いて、準備をしておかなきゃいけないということでありま

す。それから、担当者にとっては、辛い仕事 でありました遺体の安置でありますとか、埋 葬といったことが仕事であります。

少し飛びまして、3ページの真ん中辺りに、第三章 費用と書いてあります。ここが今日の話の1つの焦点であるわけですが、先程申し上げたとおりのことであります。三十三条以降でありますが、救助に要する費用は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁するとありまして、こうした費用は、とにかくまず都道府県が、責任を持たなければいけないということになっているわけです。

これをずっと下に見ていきますと、それを どうその後補填するのか、算出の方法につい ての、地方交付税の仕組み等々が書かれてい ます。ここを見て、例えばこの費用は、前 のページの三十四条を見ていただきますと、 三十四条には都道府県は、当該都道府県知事 が、規定により委託した事項を実施するため に、日本赤十字社が支弁した費用に対して、 その費用のための寄附金、その他収入を控除 した額を、日本赤十字社に補償する。

三十五条は、これがある意味で、今度の震災の大きな特徴であったわけです。都道府県は、他の都道府県において行われた、救助につきなした応援のために支弁した費用、これも救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。請求することができるということです。

「情けは人のためならず」の本当の意味かどうかは分かりませんが、ちゃんと費用は、その他の国の機関についても同じなのですが、請求することができるのですね。だから、他の都道府県も、お金が無いからと躊躇する必要はないですね。という仕組みになっているわけです。

他の都道府県の応援の問題というのも、災 害救助法はちゃんと考えてある。これまでは それが、必ずしもあまりうまくいかなかった が、阪神・淡路大震災をきっかけに、自治体相互間の救援協定というのは、非常にたくさん作られましたし、今回はそれが多分、かなり効率的に機能したのではないかと、私は思っています。

災害救助の費用負担

その背景には、費用の負担はまず、それぞれ自らの意思で行い、費用を請求する権利があるということで、最後の帳尻を合わせる仕組みになっていますので、ますます自治体相互間の救援が、進むようになればいいと思っています。これが災害救助法の、特に地方財政に関する部分でありますが、ポイントであります。

こうしたことで自治体が、まさに災害救助の仕事に従前の準備と、実行を行うことができる仕組みには、なっているのだということを、改めて申し述べたいと思います。今回などもそうですが、激甚災害の指定というのが、4ページ目にあります。

最近は激甚災害というのは、増えているのですね。災害が増えているのではなくて、基準が緩められたので、激甚災害の数は増えているのです。それも激甚災害の場合には、補助率の嵩上げを行うという規定があるのですが、それを見てみますと、実際には1986年に、この法律が作られています。

甚だしい災害の場合には、激甚災害指定というのが行われて、補助率の嵩上げなど行われてという仕組みも、30年以上前ですが、作られていたところであります。この激甚災害法の指定のきっかけとなったのは、1986年の8月4日の、福島県の水害であったわけですが、それ以来激甚災害という仕組みも出来上がっております。

5ページの上の方に、それ以外の全体も見渡しまして、とりわけ地方財政の対策という

ことに限ってではありますが、その他どんな ことが、行われていたのかということの特徴 を、見ておきたいと思います。

その特徴は、申すまでもないのですが、自 治体に対するこうした災害援助の特徴、その 大部分、根幹の部分を、地方交付税という制 度が担っているのだと。このことを私達は、 改めて確認しておく必要があるのだと思いま す。

つまり、国が何らかの形で補助金を出して、だから国の責任だとか必要だとかということが、制度の根幹なのではなく、それも大事なところではありますが、地方財政というのは、とにかく1から10までといってよろしいでしょう、地方交付税という制度が担っている。

地方交付税というのは、普段からある一定 のルールで配られるものと、現在全体の6% は、特別交付税という形で、災害の被災額な どに応じて、交付される部分があります。普 通交付税と特別交付税と申しますが、その両 方を合わせて交付税が、いわばこうした災害 のバックボーンになっているということを、 度々でありますが、強調しておきたいと思い ます。

当然のことながら、今回もこの5ページの上の方に、書いておきましたように、まず2011年度になって、3月災害ですぐに特別交付税というのが、3月18日にはもう決定されまして、とりあえず759億円でありましたが、22日にはお金が振り込まれた。直接被災地には、現金がすぐにその日に、届くかどうかは分かりませんが、22日には交付が行われております。

それは災害で急な時に配る特別交付税ですが、本体の方の普通交付税も、4月年度始まって概算分が交付されますし、6月・9月・12月というふうに、その後交付されるのですが、4月分と6月分が、繰り上げて交付されまし

た。総額で9,767億円であります。

さらに、特別交付税の特例の交付というのが行われまして、ここで先に申し上げましたように、応援している自治体、救援に駆け付けている方の自治体にも、この時に特別交付税の交付が行われております。額は全体で59億円でありましたが、応援している方にも、ちゃんとお金が配られ始めているわけですので、こうしたことを強めて、自治体相互間の相互の助け合いというのが、私は進展することを願っているわけであります。

5月になりまして、東日本大震災に対処するための、特別の財政援助及び助成に関する法律、略して「東日本財特法」と呼んでおりますが、この中でどの自治体を対象にするのかとか、どんな財政援助をするのかとか、地方債というのは、理由がないと借金はできないわけですが、その借金をする対象を広げるという、地方債の特例を適応するということも、この時に決まっています。

同じ5月2日に、補正予算が通りまして、 4兆円を使えるようになりました。病院の被 災がかなり大きかった、それから鉄道という ことに関しても、手が打たれたのですが、病 院や鉄道は、その次の日に復旧というわけに はいかないので、今後地方公営企業には、特 に自治体病院に関しては目が離せない。

自治体病院は、沿岸にあって流されてしまったところ、被災したところがたくさんあって、16くらい被災しているのですが、そもそも人口が減少するような地域だったので、合併の話が出ていたり、病院の廃止の話が出ていたりしたところですので、これを機に、他と合わせた方がいいのではという議論が、出てこないとも限らない。目が離せない状況であります。公営企業にも、対策が行われています。

被災した自治体、あるいは被災した人達は、 当然のことながら、収入は無くなり、車が流 されておりますので、税金が払えないわけです。税金を取りようもないわけです。流された車の自動車税の請求が、結構来ているという話もありまして、そういう例もありますが、いろいろな税金が取れなくなっています。

そうすると、本来見積もっていた税収が 入ってこない、これを地方財政の言葉で歳入 欠かんという、入ってこないという意味で す。災害の時には、そうした当然のことなが ら、入ってこないという部分に関して、これ も借金ではありますが、とりあえず入ってこ なかった分を、納税者から取るのではなくて、 歳入欠かん債という借金をして、凌ぎなさい ということになっています。

この歳入欠かん債の仕組みでありますが、 5ページの後半の方に、これは総務省の通知 です。これも七面倒臭いことが書いてあるの ですが、こうした仕組みは先程申しましたよ うに、東日本大震災は激甚災害だから、これ これのこういう仕組みが使えますよと。

見積もりどおりに入ってこないというところに関しては、歳入欠かん債という借金が可能になりますよ。こういう計算方法と仕組みで考えてくださいということが、5ページから6ページについて書かれております。詳しくは、中を読んでいただければと思い、省略いたします。

6ページの上から3行目、ローマ数字でIVと書いてありますが、当然のことながら、住民票もそうですが、課税台帳とかデータも、流れてしまっているところがあるわけです。そうした滅失・破損に係る対応については、必要なデータの滅失・破損した自治体もあるだろう、だから当該自治体において、課税に必要なデータを回復するに当たり、国として取り得る支援策については、関係機関等と検討している。

だから、もうちょっと待ちなさいということで、本当にそういうことが起こっているだ

ろうと思います。被災した方に対しても、こ うした制度が使えることを周知徹底するよう にと、この通知は結ばれています。

6ページです。これはつい昨日、今日のことでありますが、被災した方が、ローンの残額がある、家を再建するため、商売を再建するために、もう一度ローンを組まなくてはいけない、それは二重ローンということになるわけです。この「二重ローン」の問題というのは、最大の山場に差し掛かっているわけです。

が、昨日来、民主、自民、公明の3党で話し合いが持たれていて、大筋の合意が取られているのですが、ここで見られるように、必ずしも個人向けの利子補給などについては、十分な合意が取られなかった、ということがあります。

そうでないと、この二重ローン問題というのは、結局個人が破産をして、残っていた借金については、債務免除を受けられるかもしれないが、そんなことをしたら、次の借金ができないわけです。生活は再建できないことになりますので、ここは何とか、つまり水に流れてしまった債権を、共同の組織を作って買い取るとか、利子補給するとかの対策が無いと、生活の再建、あるいは家の再建、というのも難しくなる。

これは多くの人が抱えている問題ではないか、ということであります。債権放棄を金融機関に促すことになるわけですので、そのときに金融機関にどういう対応をすればいいのか、ということも、本来はかなりキチンと決めなくてはいけないことになるだろうと思います。

社会保障と税の一体改革

これは今日の直接のテーマでは無いので、さらっとお話をすることにいたしますが、こ

うしたときに一方では、社会保障と税との一体改革の結論を急ぐべきではないのでは、あるいは菅首相が辞任を表明しているわけですが、そうした状況で、結論を出すべきではない、という意見もたくさんありましたが、約束の6月中に「社会保障と税の一体改革」というのがつい二日程前に出ました。

内容はここに紹介してあるとおりですが、 焦点は増税をどのようにするか、もちろん増 税に対しては根強い抵抗も、もちろんありま す。特に消費増税が持っているいろいろな欠 陥もありますので、ここは結論が出たような、 出ないような感じになっていますが、一応一 体化というものの最終案が出てまいりました ので、ここは後で見てみたいと思います。

復興のために復興構想会議、というものが 設けられておりまして、7ページの下から6 月11日に出た「たたき台」を見ています。復 興会議もなかなかズバッと結論が言えない状 況になっています。ここは財源をどうするの か、ということに関する部分だけ抜粋してお きましたが、歯切れが悪い、という感じだと 思います。

つまり、今日の結論の1つではありますが、 災害救助法をはじめとして、災害対策基本法、 激震災害法も含めて、戦後のかなり激しい自 然災害に対応して、自治体相互間の協力も含 めた災害対応、というのは結構出来上がって きていた。しかしそれにもかかわらず、今回 の場合は被害が甚大なので、そうしたスキー ムで解決がつくのかどうかという問題点が1 つです。

今日は、たくさん議論することができなかったかもしれませんが、原子力災害という、枠組みが違う災害にはどのような対応をしたらいいのか、ということが、今回は課題になって残っているのではないかと思います。(注:東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事

務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(被災者避難先事務処理特例法)が8月5日に成立した。提出理由に「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定める必要がある」とある。)

そうした仕組みはできているのですが、誰が負担するのかというのが決まっているのだが、結局最後に負担する人に、どこにどういうお金があるのか、というのは法律を作っただけでは分からないわけであります。8ページに書いてありますように、結局、最後は財源をどうするのかということであります。

財源

財源に関してですが、奇妙な記事が出ておりました。財務省は、ついこの間6月16日に出てきました。去年余っている財源が2兆円ぐらいあるのだ、これを使ったらいいのではないかと。1.5次補正なんてこれで賄えるよ、という話になっているのです。実際にそうなっていて、その2兆円の増収の内の一定割合は、地方交付税も増えることになるわけです。

時々このような謎めいたことが出てくるわけですが、第二次補正みたいなものは、これでやったらどうか、ということが出ます。逆に言うと、いわゆる増税論を少し押し留めるという効果を狙っているのだろうと思いますが、こんな状況です。

最後に、地方財政の仕組みを、物事を書いてみたいと思いまして、これを引き取って9ページの1行目ですが、去年余っていました、

というのはどこかで見たことがあるような財源だな、と私は気がつきました。

まだ平和だった、今年の1月25日に総務省の講堂に全国から、千葉県の場合には、千葉県知事、県庁の総務部長と、千葉市の財政局長が総務省に呼ばれました。まだ1月ですからこんなことになるとは思っていなかったので、呼ばれて今年の地方財政はこのようにしましょう、という話を聞いてきたのです。

その内容が、9ページの下の方に I!.II!. III!.IV!.と書いてありました。ここでは細かな話をする時間が無くなりましたので、大雑把に申し上げますと、民主党政権になって2年目、民主党政権が自前で編成する最初の予算になったわけですが、民主党としては、地方財政は非常に重要だということで、ここに書いてあるように、こんなに不景気でも、交付税は増やす、一般財源を確保する、借金を減らす。

今年する借金を、去年に比べて減らすだけではなくて、前にしていた借金を返し始める、 交付税は増やすは、借金は減らすは、借金の 返済は始めるは、と普通では考えられないようなことを考えているわけです。

10ページのちょうど真ん中当たりで種明かし、という話をしていますが、最初につい先日出てきた、2兆円余った、という話と同じで、地方財政も実は1兆円余っている、ということなのです。去年隠しておきました、隠しておいた分を今年使うので、見てくれは1兆円増えているように見えますよ。ただそれは去年の分なのです。それをちょっと狸ではないですが、隠しておいたという話になっていただけです。

本来の地方財政の醍醐味はこの辺なのですが、あまり拘泥する時間がございませんので、ここも少し筆が滑っていますが、ご覧になっていただけると、去年は税収の見積もりを国、地方とともに著しく低くしておいたので、結

果的に、税金そのものが増えてはいません。 しかし見込みから言うと、国で2兆円、自治 体で1兆円増えているわけです。

見込みからですよ。実額は増えていない。 最初が低かったものだから、発射台が低かっ たのです。それを使って、何かお金があるよ うに見えているということだけで、現金が増 えているわけではないのです。見込みが低 かっただけなのです。でもこういうのは、ど うやって隠していたのかを、書いた方がいい かと思い、たくさん書いておいたのです。

結論は、14ページです。隠しておいたものを、今度は使うわけですから、もうこの手は使えないわけで、来年度は、目茶苦茶に困ることになるのではないかと思います。私の用意したものは、そこまでにしておきまして、新聞記事を少し見ていただいて、終わりにしたいと思います。

公務中に被災して死亡、または行方不明になった地方公務員は、この3県で330人いる、公務災害の申請を一括して行おうか、という話が出ています。どうぞ記事を読んでいただきたいと思います。新聞にもたくさん報道されたと思います。

16ページに、これまでの災害救助法の枠組 みの税の特例、というものがありましたが、 まだ、規模や輪郭がはっきりしていないです。 原発被害では津波のように車が流されている わけではなくて、放射能に汚染されています が、エンジンを掛ければ動く状態であるわけ です。あるいは、見た目には全く変わってい ない土地、建物といったものを、どのように 税の減税を行うかは、特例措置の方針が決 まった、ということだと思います。

次のページは、津波の歴史的な話です。たくさんあるのです。次のページは、震災の不明者が8千人以上、これは想像し難い大きな数字になっています。

19ページ以降は、先程、少し見ていただき

ましたが、社会保障と税の一体改革であります。先程の五百旗頭さんがやっていらっしゃる、復興構想会議ですが、それも機関で所得税とか消費税ですが、そこから増税を行うべきだ、と書いてあります。社会保障と税の一体改革の方も、消費税や所得税も含めて、と書いてありますので、財源は社会保障と災害が取り合うような形になっているのです。

これをどのように最後を決着させるかというのは、増税の是非も含めて、考えて行かなければいけないと思います。簡単に税の分野だけ見ておきますと、皆さんに注意をしていただくために、25ページの辺りからですね。25ページの本文の下から2行目の消費税収という、国・地方とカッコ書きになっていて、消費税収は国と地方の両方あると常に書かれるようになりました。

26ページ上から4行目、今消費税法は、予算の存続で高齢者三経費、年金、医療、介護に使うと書いてありますが、その3つだけでなく、子育てにも少子化対策にも使うというふうに、広げたうえで社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国、地方合わせた消費税収の充実を図る。

現在5%という消費税ですが、4%は国の 消費税収、1%は地方の消費税収という仕組 みです。地方消費税収も含めて充実を図ると いうことになりました。さらに重要なのは同 じページ、26ページの下から10行目辺りのア ンダーラインを引いてあるところです。現行 分の消費税収については、これまでの経費を 含めて国・地方の配分、その配分の中には先 程申しましたように、地方交付税に回ってく る部分があるのでそれも考えましょうよと。

その下の3行のアンダーライン、社会保障 を地方単独で国がやっているだけではありま せんよ。地方単独で7.7兆円ぐらいやってい ますよ。それについても考えましょうという ことが書いてあります。その点はしつこいぐらい国と地方と書いてあるところをご覧になってください。

28ページ、29ページが結論の部分ですが、 税制全体の抜本改革で、特に29ページの上の (3)消費課税、(4)資産課税の話しとめくってい ただいて30ページの(5)地方税制、一番頭に5 行ばかり書いてあります。

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた、 社会保障の安定財源の確保の観点から、地方 消費税を充実するとともに、地方法人課税の あり方を見直して、税源の偏在性が小さく、 だから消費税という意味です。税収の安定的 な、だから消費税という意味です。地方税体 系を構築する。

また税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」、これが謎めいた言葉です。「自主的な判断」と「執行の責任」というのは、私の解釈では自主的な判断とは、自主的に判断して税金を下げても良い。執行の責任とは、執行部の責任で税金を上げても良い。下げるも上げるも自由なのではないかと考えております。

別にそうだと書いてあるわけではありませんが、「自主的な判断」と「執行の責任」という話です。この話は、先程も話したように復興財源もしかり、社会保障もしかり、結局最後の始末をするのは財源ということになります。この財源を増税で賄うのか、そうでない方法で賄うのかということを、かなり真剣に考えなければいけないということが、私の結論です。

ついでに結論の蛇足になりますが、消費税はここに来て10%にすることになりますと、大きな欠陥を抱えているということに、今一度、注意をしなければいけないというふうに思います。やはり逆進性というのは、10%になりますと無視し得ないところであります。

特にこれだけではないと思いますが、例えば病院が行う医療は非課税です。病院が行う 医療に関して消費税が、取られることはありません。また会社が正社員に給料を払うのは非課税です。皆さんは給料を貰う時に、課税 分が引かれて渡されることはありません。

良いことのように見えるが、世の中の消費 税というのは、課税仕入れをすることによっ て、それを前段階の部分を控除することに よって、税を負担しない。外に添加する仕組 みになっているわけです。そうすると課税仕 入れで消費税を控除できないものは、できる だけやりたくないわけです。

基本的には正社員に給料を払うと、課税仕入れにならないが、非正規でアルバイトを雇えば課税仕入れになるから、前段階控除できるわけです。非正規化というのは、それだけではないわけですが、明らかに1987年以降確実に増えています。97年には、正規と非正規の割合が逆転した。

それは両方とも消費税が導入された時と、 消費税が5%になった時と、偶然かもしれませんが一致しているわけです。そういうことを含めると、私は消費税だから取りやすいというだけで、議論が進まないのではないかと思います。これは地方財政そのものの問題ではないかもしれませんが、一言議論の素材として申し上げておきたいと思います。

「復興と地方財政の役割」について、現段階で申し上げることはそんなにないのかもしれませんが、翻ってみますと、仕組みは比較的よく整備されている、それを十分使うべきだ。最後に財源の調達の問題とは、増税なのかどうかということを含めて、ちょっと宿題が残ってしまっていることが、結論なのではないかと思います。

ちょっと時間が長くなってしまって恐縮で す、ご清聴ありがとうございました。以上で ございます。

質疑応答

(司会)

ありがとうございました。1時間20分ぐらい掛けまして、地方財政と東日本大震災の関係につきまして、大変にわかりやすくお話ししていただきました。時間が大分過ぎておりますが、せっかくの時間でございますので、何人かの方からご質問を受けたいと思います。ご質問のある方につきましては、手を挙げてお名前と所属を言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(三瓶さん)

本当に詳しくご指導していただいたにもかかわらず、あまりよく分かっていないところが大半で恐縮なのですが、大雑把な形で見えてきたような気もするところもございます。2つほどお伺いしたいのですが、今回の大地震、大震災がなくても、政令市でも六自治体でちょっと話は飛びますが、国民健康保険などが赤字と申しましょうか、一般会計の繰入れができないような状態で、千葉市も平成21・22年繰入れができないような状況です。

繰入れをしてしまいますと、相当千葉市の全体の財政にも影響が出てきてしまうということで、このような状況になっております。そのようなことを解決していくための、ご指南、変な話ですが、国の方でも改善を求めていることを言われたりするのですが、その辺のお考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

もう1つ出たささやかな話ですが、現在これまで被災者の方達は、とにかく早く仮設住宅を造ってくれ、造ってくれと国会でも、そのようなことが議論されていました。ところが仮設住宅に当たったのはいいが、移ると今度は、家賃や電気代その他が掛かってしまう、しかも食料代も自分で調達しなければならな

いと。テレビでやっていたのですが、だから まだ避難所にいた方がいいと。

結局仮設住宅当たったのだが、何か後手、 後手に回っている気もするのです。その際に 地方自治体で速やかに、一時的な生保の扱い はできないものなのかと。その場合にも地方 自治体には4分の1を出さなければいけない ので、なかなか難しいのかなと思うのです。 その辺の取り組みはどうにしたらいいのか。 よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、どうでしょう。あと2、3人 聞いてから最後にまとめて。はい、どうぞ。

(椎名さん)

今日は地方財政ということで、私は、県内の自治体の首長さんと様々な意見交換や懇談をしてきました。旧自民党政権の時に三位一体改革で、地方財政についてメッタメッタにされ、政権が代わって民主党政権になって、多少なりとも地方財政は少しでも入ってくるようになってきたと。

そういった中で大震災が起きて、非常に各 自治体とも国、総務省の方からの指導もあっ て、財政健全化法ですか、その殻もあって各 それぞれ自治体においては、行政改革を進め て、様々な財源を確保しながら、行革をして きたという自治体がほとんどだと思います。 千葉においても本当に自治体の格差が、非常 に大きくなってきているということです。

自治労としましては、すべての自治体において、公共サービスのセーフティーネットを 再構築しようという形の中で、どこに行って も同じサービスが受けられることを、今運動 の中で取り組んでいるわけです。千葉におい ても財政力のある豊かな市と、それに財調積 立てているだけの財政基盤があるところと、 財調すら貯められない自治体もたくさんある わけです。大震災の中で復興について地域格 差も出ている。

今日の新聞やニュースで、ある首長さんが 言ったのが、地震が来る前は比較的財政が豊 かだったので、貯金していましたと。だから 復興に対しては、その貯金を払い出して、住 民の望むような姿の復興プランを提案してい ただきたいと。コメンテーターの方は素晴ら しいですねと言っていたのです。果たしてそ れでいいのかなと。

お金を貯めているところはできて、お金を 貯めていないところはできていない。それで 本当に公共サービスと言えるのかなというこ とで、ちょっと疑問があったのですが、その 辺の地域間格差も含めて地方財政の現状、こ れから本当に震災でもっと格差が広がってい くのでないかということも、杞憂されますの でちょっとその結果をお願いします。

(司会)

もう二方ぐらいどうでしょうか。よろしいでしょうか。ではこれで質問については終わりにします。では、先生お願いします。

(菅原先生)

どうもありがとうございました。いくつか ご質問をいただいたので、私が分かる限りお 答えしたいと思います。国保のことですが、 これは、税と社会保障、社会保障と税の一体 改革でも非常に大きな問題で、どういうふう にしようかは様々議論されているところであ ります。国民健康保険、国保は保険者が市町 村ということでありまして、財政基盤が弱い のでないか。

三位一体改革の時に、都道府県の関与というものを、5千億円くらい付けて、少し安定するようにしたのですが、それではもちろん十分ではないのです。今行われている議論は、都道府県単位で再編するということが行われ

ています。しかし、保険料の徴収ですとか、 実際の事務はこれまでと同じように行うので、 結局帳尻を都道府県の中で合わせることに留 まるわけですから、国保の根本的な解決には ならないと思います。

国民健康保険は自営業者や農業者のために、 最初に作られたものでありますが、現在は高 齢者が多い。高齢のメンバーが多いというこ とであります。結局勤めを辞めてしまうと、 協会健保か組合健保から国保に移ること自体 を解決しないと、国保を例え都道府県単位で 再編したとしても、その構図は変わらないわ けです。

1つの解決策として考えられているのは、 今言ったように都道府県にしてしまえば、と りあえずもうちょっと基盤が確立する。突き 抜けてしまう、つまりアメリカの健康保険の ように、日本の国保に当たるものは例外とし て、各企業が健康保険を提供して、退職した あとも突き抜けてしまう。

アメリカ最大の自動車会社GMに勤めていた人はGMを辞めた後もGMの健康保険だという話や、組合健保や共済を統合しないと、それもできないことになりますが、そういった突き抜けの方式が、1つ提案されていることは事実です。

ただ国保財政というのは、どの保険に加入 していたかということではなく、高齢者の割 合が増えていることに依っているわけですか ら、どのように改善するか。高齢者がいなく なることはないので、高齢者が多いというこ とに対応した、健康保険制度を作らなければ いけない。

それを輪切りにした後期高齢者保険制度なのか、年齢で輪切りにしない制度なのかということは、ちょうど今考えているところです。 私はもともと統合して突き抜けの形にならないと、国保が助からないと思っていますが、だから助かるかどうか、ちょっとまだ確信が 持てないでおります。

仮設住宅なのですが、阪神・淡路大震災の 時もしかり、今回もしかり、災害復旧・復興 というのは、やっぱり避難所の適切な運営と、 その後の仮設住宅の適切な配置ということが、 一番肝心で、なおかつ、それがうまくいって いないことだろうと思います。今回はみなし 仮設ですとか、いろいろなことを行いました。

反省も込めて宮城県などでは、地域コミュニティーごとの仮設住宅とか、考えてみたのですが、なかなかうまくいかないのです。仮設住宅もおっしゃるように、建設も必ずしもスムーズに進んでいないことも含めて、当たったら止めてしまう人もいないわけではいないことも事実です。

仮設住宅をどう配置するかというのは、今空いている所を探して、山間の土地をさかんに造成してやっていているところです。多くの人は実はあまり望ましい所にできているわけではないのです。元にいた所にどうやって復旧させるか。実は復興より復旧の方が大切で、私は危険かもしれないが、元にいた所に戻りたいということを、どうやって保障するかを考え始めないといけないと考えています。

生活保護は義援金が入ったから、生活保護を打ち切りとか逆のことが行われている。生活保護は県外に被災していっても、受けられるという通常になりますので、本来は機能すべきなのですが、なかなかこれはうまくいっていないです。先月その生活保護に関する国と地方の協議は始まりました。

国はもちろん生活保護は自治体でやりなさいといい、自治体の方は生活保護は、国でやりなさいといって、協議は平行線です。これが半年、1年ぐらい続きそうですが、これも25%自治体負担、75%国負担というのが、どうなるかということが、今年の焦点になるだろうと思います。議論の行方を見据えていきたいと思います。

それから格差ですが、地方交付税制度がき ちんと機能をしていれば、災害を受けたこと で、直接格差が生じることが、本来はないよ うになっているはずです。が、やはり被災を して、産業や生活の基盤が失われた所では、 復旧・復興に差があることは歴然たる事実で す。

特に東北は多くの所で、もともと財政困難でもありましたから、自力でというのは難しい。福島県では当地での復興も危ぶまれています。税収の格差を緩和するのは、交付税制度です。

交付税は、最初に申し上げました国税五税を一定配分するということですから、(消費税増税にともなって)一定割合を拡大するかどうかという議論もあります。そうしたことを通じて、より多くを配分することができれば、困難に直面しているところへも一定の部分が、行くはずだと思います。ですから交付税があればよい、という考え方ではないのですが、やはり格差が生じないような交付税の配り方を、より精密に考えてみたいと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございました。長時間にわたりまして、先生からご講演、更にご答弁をいただきました。それでは、先生にお礼の拍手をお願いいたします。